

アジア リーガル アップデート シンガポール会社法改正案

環日本海経済交流センター 貿易投資アドバイザー 宮本 敏和

現在、海外進出をお考えの企業、そしてすでに進出をなされている企業にとっても、進出先の法律的枠組みを事前に把握、理解し、その利点を最大限に利用する試み、つまり「プロアクティブ（先進的）」な姿勢こそが、海外事業成功への第一歩である進出を検討する上で重要な要素となる。

特にアセアン地域においては、法律先進国の一つと言われる日本でビジネスを行う私たちの視点から見ると、現地の法律は日進月歩の早さで進んでおり、その中には皆様の海外進出に影響を与える法改正も多く見受けられる。そこで、皆様の海外進出、そして各国における事業拡大において、法律面での「転ばぬ先の杖」としてご活用いただけることを願い、この度は、アセアン地域の多くが経済成長のモデルとして注目をするシンガポールの会社法改正に関する最新情報をお届けする。

シンガポールは、全く資源を有さない国であることから、外国資本を呼び込む事業体制に磨きをかけることこそが、国として存続する、言わば生命線であることを自ら強く認識している。アセアン諸国の中において、既に群を抜くその利便性を有しながらも、建国50年目という節目の年に建国の父リー・クアンユーの逝去が重なり、国家戦略の新たな段階として、事業環境の更なる機動性の向上を目指すという点が更に鮮明になっている。シンガポールをアセアン地域の拠点とする日本企業が増え続ける中、事業、投資環境に関連する法律の改正が日常的に行われていることから、その動向を継続的に把握することは予防的法務の点からも非常に重要と言える。

この度の会社法改正案は、シンガポールにおいて事業活動を行う外国企業にとって 大きな影響を及ぼす規制緩和もあり、シンガポールを事業の箱として用いてもらおうという政府の強い意思が感じられる。

外国会社に関連する規制緩和の内容としては、大きく3つ挙げられる。

1. 小会社の導入
2. 非公開会社の一部義務の撤廃
3. 居住代理人の最低人数の引き下げ

この3つの改正案を、簡単に見ていきたいと思う。

1. 小会社の導入

現在は、年間の売上が5百万シンガポールドル以下である非公開会社のみ、会計監査人による監査が免除されている。この度「小会社」制度を新たに導入することにより、会計監査人による監査義務の免除対象をさらに拡大する。以下の要件のうち2つを満たす場合に「小会社」と認められる。

- 年間の売上が1千万シンガポールドル未満
- 総資産額が1千万シンガポールドル未満
- 従業員数が50人以下

この改正により、5%以上の議決権を持つ株主からの監査実施請求を受けた際は、それに従う必要があるという留意点はあるものの、外国系企業を含む多くの小規模企業に対して監査免除が適用されると思われる。

2. 非公開会社の一部義務の撤廃

改正法では、非公開会社による株主名簿管理義務は撤廃され、今後、非公開会社の株主に関する記録を含む全ての管理は、シンガポール会計及び会社規制管理局（ACRA）によって行われる。

3. 居住代理人の最低人数の引き下げ

現在は、外国会社がシンガポールに支店を設置する際には、最低2名の居住代理人の選任を求められるが、改正法は、これを最低1名に引き下げる。

規制緩和に加え、今回の改正案では、シンガポールにおける事業の透明性を更に推進するためコーポレートガバナンスの強化も積極的に行っている。外国企業にも影響を与える大きな点として、利益相反取引の開示義務を、取締役だけにのみ対象とする現在の規定を、改正案では最高経営責任者にも拡大している。また、外国会社支店は、現在、

外国会社本体の貸借対照表に加えて、シンガポールに関連する事業の監査済み帳簿の開示のみを求められているが、改正法では、シンガポールの現地企業と同じように、貸借対照表に加えて、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書、財務諸表注記、場合によっては取締役および会計監査人の報告書等も開示対象となる。

この度の改正案による事業活動の透明性の促進を目的とするコーポレートガバナンスの強化に関しては、会計監査人による監査を一切受けていない会社、そして財務諸表等を開示していない非上場会社にとっては一定のコスト的負担となる可能性はあるが、それにより生み出される事業の「透明性」と「予見性」に基づき、小会社制度導入や外国人居住代理人の引き下げを含む規制緩和は、シンガポールのアセアン事業中核としての利便性を更に向上させると考えられる。

この度のシンガポール会社法改正案の発案から今年上半年の施行までに1年未満という効率的な立法プロセスは、アセアン地域の多くの国々が成長モデルとする「シンガポール株式会社」の高い機能性の一例であり、その利点を自国の法律的枠組みへ取り入れることを緊急課題としている。その過程で今まさに生じている激流のような法律の変化を事前に察知することを試みるプロアクティブな姿勢こそが、海外事業成功への第一歩である進出、そして事業拡大を検討する上で重要な要素となる。

アジアリーガルアップデートの内容は、一切の法律的助言を構成いたしません。この度の改正案に関する詳細は以下までお気軽にお問い合わせください。

宮本敏和

Toshikazu Miyamoto

Director

Duane Morris & Selvam LLP

16 Collyer Quay, # 17-00

Singapore 049318

Tel: +65-6311-0030

Mobile: +81-7070-9220

E-mail: tmiyamoto@duanemorriselvam.com

Website: www.duanemorriselvam.com

<ご紹介>

Duane Morris & Selvam (デュエイン モリス セルバム) 法律事務所

世界27カ所の拠点に800名の弁護士を有し、アジア、北米、南米、ヨーロッパをカバーする包括的なグローバルネットワークに基づき、多国籍企業の事業展開に必須である高度な法的ノウハウを有するトップクラスの国際法律事務所。創設者であるローランド・スレーター・モリスが1917年から1920年までの間、米国駐日大使として勤務して以来、当事務所は日本との強い関係を100年以上にわたって継続してきた。アジアにおいては、シンガポールを拠点とし、中国、インド、ベトナム、カンボジア、インドネシア、バングラデシュ、スリランカ、韓国、タイ、フィリピン、ミャンマー、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランドを含むASEAN環太平洋地域に日本企業専門デスクを常設し、海外進出を検討する日本企業に対して網羅的な法的見識・経験に基づき法的助言を行っている。

宮本敏和

法曹資格 ワシントンD.C. 弁護士、外国法事務弁護士(東京弁護士会)、シンガポール(外国法弁護士)、香港(外国法弁護士)

日本プラクティスグループパートナーとして、クロスボーダーM&A、ジョイントベンチャー、一般企業法務(特にアジア各国関連)を専門に手掛けている。クロスボーダー取引においては、さまざまな分野において、買収会社、対象会社、買主、売主、発行会社、引受会社、債権者、債務者等の代理人を務めてきた。特に、中華圏および日本関連の私募・公募取引について数多くのアドバイスを行ってきた。東京を中心に、シンガポール、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、ミャンマーを含むDuane Morris & Selvam ASEANオフィスを巡回し、また、タイ、香港および中国本土へ定期的に赴き、現地におけるクライアントの法的ニーズに応えている。